

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始について（公告）

茨城県土木部所管ダムにおけるダムE S C O事業について、次のとおり提案書の提出を招請する。

令和7年1月31日

茨城県知事 大井川 和彦

1 事業概要

(1) 事業名称

藤井川ダムE S C O事業

(2) 事業場所

藤井川ダム（左岸：東茨城郡城里町下古内、右岸：東茨城郡城里町上入野）

(3) 事業内容

対象施設における小水力発電設備を含む省エネルギー改修について、設計、施工、運転・維持管理及び資金計画等に関する一括提案を公募し、最も優れた提案を選定する。選定された者は、詳細協議を経た契約に基づき、光熱費削減額の保証、省エネルギー効果の計測・検証等を含む包括的サービスを提供する。

(4) E S C Oサービス期間

事業者の提案による（但し、E S C Oサービス期間は最長20年とする）

(5) 契約方式

シェアード・セイビングス契約（民間資金活用型）

2 参加資格等

(1) 応募条件

- ① 応募者は、E S C O事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同）とする。
- ② グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を1者選定すること。
- ③ 参加表明をするときは、応募者のすべての構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
- ④ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案にかかる諸手続き及び契約等にかかる諸手続きを行うこと。
- ⑤ 応募提案提出後において、事業運営を目的とした特別目的会社（以下、「S P C」という。）等を設立することも可能とする。ただし、設立条件等に関し、県と協議した上で合意を得る必要がある。なお、「応募のグループの構成員」と「S P C 設立後のS P Cとそれ以外の企業からなるグループの構成員」は同一性があることとし、事業を引き継ぐこと。
- ⑥ E S C O設備機器をリースで調達する場合は、リース会社をグループ構成員に入れること。

(2) 応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとする。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの資格要件を満たす必要がある。

- ① 応募者（事業役割を担う構成員）は、省エネルギー保証を行うE S C O事業の実績もしくは水力発電事業の実績があり、経営等の状況が良好であること。なお、事業役割を担う構成員が複数である場合は、代表者が本要件を満たすこと。
- ② 応募者（設計役割を担う構成員）は、技術士（建設、電気・電子、機械）もしくはエネルギー管理士のいずれかの資格者が所属する者であること。
- ③ 応募者（建設役割を担う構成員）は、建設業法第3条第1項の規定により提案内容に該当する項目の特定建設業の許可を受けた者であること。なお、工事の際に建設業法第26条に基づき、主任技術者又は監理技術者を選任すること。
- ④ 応募者（建設役割を担う構成員）は、茨城県建設工事入札参加資格者名簿に電気工事（Aランク）として登録されている者であること。

(3) 応募資格の制限

次に掲げるものは、応募者又はその構成員となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 本事業の実施方針公表の日以後に、茨城県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者。
- ③ 本事業の実施方針公表の日以後に、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項もしくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者。
- ④ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続開始の申し立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に、別に定める手続に基づく入札参加資格の再認定を受けていない者。
- ⑤ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者。
- ⑦ 県税（地方消費税を含む）に未納がある者。
- ⑧ 県外に主たる営業所を有する者にあつては法人税又は消費税に未納がある者。

3 提案書の提出者を選定するための基準

上記「2参加資格等」による。

4 提案書を特定するための評価基準

応募提案は、「藤井川ダムE S C O事業審査委員会設置要綱」に基づき設置する審査

委員会において評価し、最も評価点の高い提案を最優秀提案、次点を優秀提案として選定する。

5 手続き等

(1) 担当部局

〒310-8555

茨城県水戸市笠原978-6

茨城県土木部河川課水防災・砂防対策室ダム担当

TEL：029-301-4492

FAX：029-301-4499

E-mail：kasen6@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 募集要項の交付

① 茨城県土木部河川課ホームページ掲載

(<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kasen/shomu/kasentop.html>)

令和7年1月31日（金）10時から令和7年2月13日（木）17時まで

② 事務局での配布

令和7年1月31日（金）から令和7年2月13日（木）までの

10時から12時及び13時から16時まで（土曜、日曜及び休日を除く）

(3) 参加表明書及び資格確認書類の提出

令和7年1月31日（金）から令和7年2月19日（水）までの間、持参又は郵送で提出すること。

(4) 参加資格確認結果の通知および提案要請

参加資格確認結果は、令和7年2月26日（水）に文書で通知する。有資格者には、併せて提案要請書を送付する。

(5) 提案書の提出

令和7年3月6日（木）から令和7年4月25日（金）までの間、持参または郵送により事務局に提出すること。

(6) その他主要日程

① 現場ウォークスルー調査

令和7年3月4日（火）～令和7年3月6日（木）

のうちいずれかの日を県が指定

② 審査結果の通知

優先交渉権者等の選定から10日以内

6 留意事項

(1) 費用負担

応募に関する書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するものとするが、原則として提出書類の返却はしない。また、県は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。なお、契約締結に至った応募者の提出した書類の著作権に関しては、契約締結時点で県に帰属するものとする。

(3) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(4) 県からの提示資料の取扱い

県が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 複数応募者の構成員となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。但し、やむを得ない事情が生じた場合は、県と協議を行い、県がこれを認めたときはこの限りではない。

(8) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。但し、やむを得ない事情が生じた場合は、県と協議を行い、県がこれを認めたときはこの限りではない。

(9) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又はE S C O提案書に虚偽の記載がなされた場合は、当該参加表明書又はE S C O提案書は無効とする。

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否：要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口：上記5（1）に同じ。

(4) 事業の実施について茨城県議会の承認が得られない場合、本事業は提案募集にとどまるものとする。

(5) 詳細は募集要項による。